

# 目 次

令和2年5月臨時会

NO	議案番号	件 名
1	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
3	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて
6	議案第32号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第33号	令和2年度箱根町一般会計補正予算(第1号)
8	議案第34号	令和2年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)



議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町介護保険条例の一部を改正する条例のとおり

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

令和元年 10 月に施行された消費税率の引上げに伴い、所得の少ない第 1 号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化することを規定した、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）が令和 2 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町介護保険条例の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。



専 決 処 分 書

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

箱根町長 山 口 昇 士



## 箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度及び平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「26,550 円」を「21,240 円」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年度及び平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「26,550 円」を「21,240 円」に、「42,480 円」を「35,400 円」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年度及び平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「26,550 円」を「21,240 円」に、「51,330 円」を「49,560 円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。





議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例のとおり

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策「第 2 弾」として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定したことを受け、「箱根町国民健康保険条例」の一部を改正する必要性が生じたことから、箱根町国民健康保険条例の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 4 月 1 日

箱根町長 山 口 昇 士



## 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める。

第 6 条第 2 項中「次条第 2 項」の次に「及び第 7 条の 2 第 7 項」を加える。

第 4 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 7 条の 2 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができない者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給し

ない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 6 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けられることができる場合には、行わない。  
第17条の4第1項第1号中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条及び第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

## 議案第 29 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 4 号）について

別紙、令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 4 号）のとおり

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### （提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている観光関連への支援・対応に係る予算及び雪害対応における除雪関係経費について、既定予算を補正する必要性が生じたため、令和元年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。





## 専 決 処 分 書

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

箱根町長 山 口 昇 士



令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第4号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,978,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		723,068	67,600	790,668
	05 基金繰入金	717,312	67,600	784,912
歳入合計		12,911,215	67,600	12,978,815

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
30 観光費		1,206,677	46,600	1,253,277
	05 観光費	1,206,677	46,600	1,253,277
35 土木費		576,698	21,000	597,698
	10 道路橋りょう費	278,023	21,000	299,023
歳出	合計	12,911,215	67,600	12,978,815

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
30 観光費	05 観光費	箱根ファン創出事業	16,600千円
30 観光費	05 観光費	箱根町中小企業等 感染症対策事業	30,000千円



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	723,068	67,600	790,668
歳入合計	12,911,215	67,600	12,978,815



(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 観光費	1,206,677	46,600	1,253,277	0	0	0	46,600
35 土木費	576,698	21,000	597,698	0	0	0	21,000
歳出合計	12,911,215	67,600	12,978,815	0	0	0	67,600

2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	701,199	67,600	768,799
計	717,312	67,600	784,912

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 財政調整基金繰入金	67,600	05 財政調整基金繰入金追加	67,600

3 歳出

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 観光振興費	203,092	16,600	219,692	0	0	0	16,600
35 商工振興費	662,871	30,000	692,871	0	0	0	30,000
計	1,206,677	46,600	1,253,277	0	0	0	46,600

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

25 雪害対策費	20,000	21,000	41,000	0	0	0	21,000
計	278,023	21,000	299,023	0	0	0	21,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	16,600	05-29-01 箱根ファン創出事業追加……………	16,600
		13-01 委託料追加	16,600
19 負担金補助 及び交付金	30,000	05-93-01 箱根町中小企業等感染症対策事業……………	30,000
		19-51 補助金	30,000

13 委託料	21,000	01-05-01 経常経費追加……………	21,000
		(委託料)	
		13-51 除雪・薬剤散布委託料追加	21,000



## 議案第 30 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）のとおり

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

### （提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町内の事業者に対する支援に係る予算について、既定予算を補正する必要性が生じたため、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。





## 専 決 処 分 書

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 4 月 14 日

箱根町長 山 口 昇 士



## 令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 2 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,000,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		214,925	300,000	514,925
	05 基金繰入金	212,425	300,000	512,425
歳入合計		10,700,000	300,000	11,000,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
30 観光費		781,910	300,000	1,081,910
	05 観光費	781,910	300,000	1,081,910
歳出	合計	10,700,000	300,000	11,000,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	214,925	300,000	514,925
歳入合計	10,700,000	300,000	11,000,000

## 2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	198,449	300,000	498,449
計	212,425	300,000	512,425

## 3 歳出

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
35 商工振興費	122,348	300,000	422,348	0	0	0	300,000
計	781,910	300,000	1,081,910	0	0	0	300,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
30 観光費	781,910	300,000	1,081,910	0	0	0	300,000
歳出合計	10,700,000	300,000	11,000,000	0	0	0	300,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 財政調整基金繰入金	300,000	05 財政調整基金繰入金追加 300,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	300,000	05-93-01 中小企業等感染症対策事業…………… 300,000 18-51 補助金 300,000





## 議案第 31 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）のとおり

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### （提案理由）

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第 2 弾に基づく経費について、既定予算を補正する必要が生じたため、令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について、地方自治法  
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 4 月 1 日

箱根町長 山 口 昇 士



令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,380,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 県支出金		952,687	1,000	953,687
	05 県補助金	952,687	1,000	953,687
歳入合計		1,379,000	1,000	1,380,000

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		924,180	1,000	925,180
	23 傷病手当金	-	1,000	1,000
歳出	合計	1,379,000	1,000	1,380,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
25 県支出金	952,687	1,000	953,687
歳入合計	1,379,000	1,000	1,380,000

## 2 歳入

(款) 25 県支出金

(項) 05 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 保険給付費等交付金	952,687	1,000	953,687
計	952,687	1,000	953,687

## 3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 23 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 傷病手当金	-	1,000	1,000	1,000	0	0	0
計	-	1,000	1,000	1,000	0	0	0



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	924,180	1,000	925,180	1,000	0	0	0
歳出合計	1,379,000	1,000	1,380,000	1,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 保険給付費等交付金	1,000	10 特別交付金追加 1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	1,000	01-05-01 傷病手当金…………… 1,000 (負担金補助及び交付金) 18-02 傷病手当金 1,000



議案第 32 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。



## 箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 52 項を第 53 項とし、第 51 項を第 52 項とする。

附則第 50 項中「附則第 47 項」を「附則第 48 項」に改め、同項を附則第 51 項とし、附則第 38 項から附則第 49 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 37 項中「附則第 35 項」を「附則第 36 項」に、「附則第 41 項」を「附則第 42 項」に改め、同項を附則第 38 項とし、附則第 36 項を附則第 37 項とし、附則第 35 項を附則第 36 項とする。

附則第 34 項中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に、「附則第 45 項」を「附則第 46 項」に改め、同項を附則第 35 項とし、附則第 31 項から附則第 33 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 30 項中「附則第 27 項」を「附則第 28 項」に改め、同項を附則第 31 項とする。

附則第 29 項中「附則第 27 項」を「附則第 28 項」に改め、同項を附則第 30 項とし、附則第 28 項を附則第 29 項とし、附則第 27 項を附則第 28 項とし、附則第 26 項の次に次の 1 項を加える。

27 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

54 第 5 条の 2 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第33号

令和2年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,239,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,239,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月11日提出

箱根町長 山口昇士

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		383,925	1,160,321	1,544,246
	10 国庫補助金	172,323	1,160,321	1,332,644
65 繰入金		514,925	28,579	543,504
	05 基金繰入金	512,425	28,579	541,004
75 諸収入		185,377	50,100	235,477
	15 貸付金元利収入	96,640	50,000	146,640
	25 雑入	79,699	100	79,799
歳 入 合 計		11,000,000	1,239,000	12,239,000



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,005,494	1,151,000	3,156,494
	05 総務管理費	1,753,544	1,151,000	2,904,544
15 民生費		1,675,643	11,919	1,687,562
	10 児童福祉費	604,187	11,919	616,106
20 衛生費		1,228,595	3,863	1,232,458
	05 保健衛生費	378,809	3,863	382,672
30 観光費		1,081,910	61,333	1,143,243
	05 観光費	1,081,910	61,333	1,143,243
35 土木費		559,893	1,250	561,143
	30 住宅費	44,461	1,250	45,711
40 消防費		1,494,214	3,835	1,498,049
	05 消防費	1,494,214	3,835	1,498,049
45 教育費		1,563,968	5,800	1,569,768
	05 教育総務費	267,993	5,800	273,793
歳出	合計	11,000,000	1,239,000	12,239,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	383,925	1,160,321	1,544,246
65 繰入金	514,925	28,579	543,504
75 諸収入	185,377	50,100	235,477
歳入合計	11,000,000	1,239,000	12,239,000

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,005,494	1,151,000	3,156,494	1,151,000	0	0	0
15 民生費	1,675,643	11,919	1,687,562	9,321	0	100	2,498
20 衛生費	1,228,595	3,863	1,232,458	0	0	0	3,863
30 観光費	1,081,910	61,333	1,143,243	0	0	50,000	11,333
35 土木費	559,893	1,250	561,143	0	0	0	1,250
40 消防費	1,494,214	3,835	1,498,049	0	0	0	3,835
45 教育費	1,563,968	5,800	1,569,768	0	0	0	5,800
歳出合計	11,000,000	1,239,000	12,239,000	1,160,321	0	50,100	28,579

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費国庫補助金	14,790	1,151,000	1,165,790
15 民生費国庫補助金	13,007	9,321	22,328
計	172,323	1,160,321	1,332,644

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	498,449	28,579	527,028
計	512,425	28,579	541,004

(款) 75 諸収入

(項) 15 貸付金元利収入

30 経営安定緊急融資預託金元利収入	18,640	50,000	68,640
計	96,640	50,000	146,640

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

10 雑入	79,665	100	79,765
計	79,699	100	79,799

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 総務管理費国庫補助金	1,151,000	90 特別定額給付金給付事業費国庫補助金	1,141,000
		91 特別定額給付金給付事務費国庫補助金	10,000
15 児童福祉費国庫補助金	9,321	60 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 国庫補助金	8,270
		61 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 国庫補助金	1,051

05 財政調整基金繰入金	28,579	05 財政調整基金繰入金追加	28,579

05 経営安定緊急融資預託 金元利収入	50,000	05 経営安定緊急融資預託金元利収入追加	50,000

10 民生費雑入	100	24 こども宅食サービス費用負担金追加	100

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
60 コミュニティ活動推進費	32,131	1,151,000	1,183,131	1,151,000	0	0	0
計	1,753,544	1,151,000	2,904,544	1,151,000	0	0	0

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	121,712	11,919	133,631	9,321	0	100	2,498
計	604,187	11,919	616,106	9,321	0	100	2,498

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

10 予防費	31,685	3,863	35,548	0	0	0	3,863
計	378,809	3,863	382,672	0	0	0	3,863

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,869	05-13-01 特別定額給付金給付事業……………	1,151,000
3 職員手当等	962	01-12 会計年度任用職員報酬	1,869
4 共済費	196	03-01 職員手当等	962
8 旅費	154	04-01 共済費	196
10 需用費	431	08-01 旅費	10
11 役務費	3,388	08-02 費用弁償	144
18 負担金補助 及び交付金	1,144,000	10-01 消耗品費	387
		10-04 印刷製本費	44
		11-01 役務費	3,388
		18-01 負担金	3,000
		18-92 特別定額給付金	1,141,000

3 職員手当等	50	05-19-01 こども宅食サービス事業追加……………	167
10 需用費	37	12-01 委託料追加	167
11 役務費	189		
12 委託料	167	05-23-01 子育て世帯臨時特別給付金給付事業……………	9,321
18 負担金補助 及び交付金	11,476	03-01 職員手当等	50
		10-01 消耗品費	37
		11-01 役務費	158
		18-01 負担金	806
		18-91 交付金	8,270
		05-24-01 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業……………	2,431
		11-01 役務費	31
		18-91 交付金	2,400

10 需用費	3,363	05-08-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業……………	3,863
11 役務費	50	10-01 消耗品費	3,363
13 使用料及び 賃借料	450	11-01 役務費	50
		13-01 使用料及び賃借料	450

(款) 30 観光費  
(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 商工振興費	422,348	61,333	483,681	0	0	50,000	11,333
計	1,081,910	61,333	1,143,243	0	0	50,000	11,333

(款) 35 土木費  
(項) 30 住宅費

05 住宅管理費	44,461	1,250	45,711	0	0	0	1,250
計	44,461	1,250	45,711	0	0	0	1,250

(款) 40 消防費  
(項) 05 消防費

05 常備消防費	864,196	3,835	868,031	0	0	0	3,835
計	1,494,214	3,835	1,498,049	0	0	0	3,835

(款) 45 教育費  
(項) 05 教育総務費

10 事務局費	265,722	5,800	271,522	0	0	0	5,800
計	267,993	5,800	273,793	0	0	0	5,800



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	11,333	05-14-01 経営安定緊急融資事業追加……………	61,333
		18-51 補助金追加	11,333
20 貸付金	50,000	20-01 貸付金追加	50,000

10 需用費	1,250	01-05-01 町営住宅経常経費追加…………… (需用費)	1,250
		10-01 消耗品費追加	750
		10-06 修繕料追加	500

10 需用費	2,075	05-10-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業……………	3,835
17 備品購入費	1,760	10-01 消耗品費	2,075
		17-01 備品購入費	1,760

10 需用費	380	05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業……………	4,250
11 役務費	320	10-01 消耗品費	380
12 委託料	1,000	11-01 役務費	270
13 使用料及び 賃借料	1,000	12-01 委託料	1,000
		13-01 使用料及び賃借料	1,000
18 負担金補助 及び交付金	1,500	19-01 扶助費	1,600
19 扶助費	1,600	05-27-01 高校生等世帯臨時特別給付金給付事業……………	1,550
		11-01 役務費	50
		18-91 交付金	1,500

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	11,721 (4.5)	-	7,747	45,448	2,743	48,191	
	議 員	14	52,896	-	23,804 (4.5)	-	-	76,700	17,247	93,947	
	その他の 特別職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089	
	計	741	79,984	25,980	35,525	-	7,747	149,236	29,991	179,227	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,721 (4.5)	-	7,747	45,448	2,743	48,191	
	議 員	14	52,896	-	23,804 (4.5)	-	-	76,700	17,247	93,947	
	その他の 特別職	724	27,088	-	-	-	-	27,088	10,001	37,089	
	計	741	79,984	25,980	35,525	-	7,747	149,236	29,991	179,227	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0.0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0.0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	488	194,273	1,314,364	1,038,807	2,547,444	461,406	3,008,850	
補正前	485	192,404	1,314,364	1,037,795	2,544,563	461,210	3,005,773	
比 較	3	1,869	0	1,012	2,881	196	3,077	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
補正後		36,720	-	49,219	318,356	223,403	38,029	2,238
補正前		36,720	-	49,219	318,356	223,403	38,029	2,238
比 較		0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	特 別 勤 務 手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
本 年 度		1,464	107,532	28,472	1,881	17,300	214,193
前 年 度		1,464	106,520	28,472	1,881	17,300	214,193
比 較		0	1,012	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当等	1,012	特別定額給付金給 付事業	962	時間外勤務手当 962千円	
		子育て世帯臨時特 別給付金給付事業	50	時間外勤務手当 50千円	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(賃金) (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	147	194,273	—	13,266	207,539	27,062	234,601	
補正前	144	192,404	—	13,266	205,670	26,866	232,536	
比 較	3	1,869	—	0	1,869	196	2,065	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。

※「報酬(賃金)」には、本年度は報酬、前年度は賃金(人件費外)の額を計上

※「費用弁償」(人件費外)は、会計年度任用職員の通勤に要する費用であり、令和元年度は「賃金」に含めて計上



議案第34号

令和2年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年5月11日提出

箱根町長 山口昇士

## 第1表 歳入予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料		277,042	△50,000	227,042
	05 国民健康保険料	277,042	△50,000	227,042
35 繰入金		138,004	50,000	188,004
	10 基金繰入金	-	50,000	50,000
歳入合計		1,380,000	0	1,380,000



# 歳入補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料	277,042	△50,000	227,042
35 繰入金	138,004	50,000	188,004
歳入合計	1,380,000	0	1,380,000

## 2 歳入

(款) 05 国民健康保険料

(項) 05 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 一般被保険者国民健康保険料	276,898	△50,000	226,898
計	277,042	△50,000	227,042

(款) 35 繰入金

(項) 10 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険基金繰入金	-	50,000	50,000
計	-	50,000	50,000



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 医療給付費現年度	△35,700	01 医療給付費現年度更正減	△35,700
06 後期高齢者支援金現年度分	△10,450	01 後期高齢者支援金現年度分更正減	△10,450
07 介護納付金現年度分	△3,850	01 介護納付金現年度分更正減	△3,850

節		説 明	
区 分	金 額		
05 国民健康保険基金繰入金	50,000	05 国民健康保険基金繰入金	50,000

